

議 事 録

会議名称： 第1回 下水道審議会

日 時： 令和8年5月19日（火） 午後3時30分～4時30分

開催場所： 香南市役所 3階 305・306会議室

審議会： 清藤会長、福井副会長、椿委員、別役委員、
委員 門脇総務課長、山崎企画財政課長、川崎建設課長、
(欠席:野村委員、萩野商工観光課長、小松農林水産課長) 以上7名参加

事務局： 上下水道課 國松課長、山本課長補佐、坂本課長補佐

※傍聴者： 2名

議 題： 下水道使用料の改定について

議 事： 下水道使用料改定の諮問に対する答申協議

《音声データからの文字起こしで聞き取りづらい点が多かったため、発言主旨や
内容が十分に反映されていない可能性がありますのでご了承ください》

『開会』

事務局 本日は、お忙しい中、香南市水道審議会にご出席頂きまして誠にありがとうございます。議題に入るまでの間、上下水道課長が進行をさせていただきます。本日は3名欠席で、委員10名に対し出席者が7名となっており、香南市下水道審議会条例第6条で定められた委員の過半数の出席を満たしていますので、今会議が成立していることを報告いたします。

また、本年度から市の審議会は原則公開となりましたので、本日の開催日程及び傍聴可能であることを事前にHPで周知し、会議後には本日の参加委員、資料や議事録等を掲載させていただきます。それでは会に入ります前に人事異動に伴う委員や事務局に変更がございましたので、事務局職員、職員による委員、市民による委員の順で自己紹介をお願いしたいと思います。まずは、事務局職員から自己紹介をさせていただきます。

『自己紹介』

事務局 では早速ですが令和8年度1回目の香南市下水道審議会を開催させていただきます。まず最初に、濱田市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

『市長挨拶』

市長 令和8年度 第1回 香南市下水道審議会の開催にあたり、本日は平日のこのようなお忙しい時間に、委員の皆さまにはお集まり、ご出席いただきましたこと、まず感謝を申し上げます。現在、下水道事業を取り巻く全国的な状況としましては、施設の老朽化、コンクリート管渠の腐食等による道路陥没事故、耐震化対策の遅れ、公営企業会計の経営不振など、課題が山積している現状は、皆さまも報道等でご存じのところだと思ひます。本市におきましても、施設や管渠の老朽化が進行しており、管路の調査や内面補修などの施設維持、不明水対策に務めているところです。また、全国的な傾向として、下水道事業は自立した経営が難しいとされていますが、本市では令和5年度の決算額で一般会計からの補助金が公共下水道、農業集落排水の2事業併せて約5億円に上るなど、一般会計への負担も大きく、市全体としての財政状況が厳しい中、下水道事業経営の早期改善が大きな課題となっています。

そういった現状を踏まえまして、昨年度は3回の審議会が開催され、下水道事業経営戦略の説明を皮切りに、下水道使用料の改定の必要性、また提案させていただきました複数の改定案に対して、皆さまから多くのご意見をいただいたと承知をしております。その中で、合併以降20年が経過する中、旧町で異なっていた下水道使用料の統一はなされたものの、基本的な下水道使用料の改定の検討がなされなかったことに対するご指摘については、非常に重く真摯に受け止めております。今後は毎年度この審議会で経営状況を報告し確認いただけるよう努めてまいります。

本日の審議会では、下水道事業の経営改善の基礎となる下水道使用料の改定についてご審議をいただきます。市民の皆様に対し大幅な値上げとなる改定をお願いすることは非常に心苦しく、同時に、審議会委員の皆さまにとりましてもその方向性を示していただくことがいかに重責であるのか察して余りあります。財政状況の悪化が急激に進む中、早期の経営改善のため、来年4月の改定を提案し、諮問させていただきますので、皆様には忌憚のないご意見を出していただき、とりまとめていただければ幸いです。終わりに、香南市下水道事業を将来に渡り維持することができるよう、皆様のご理解とご協力を重ねてお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

事務局 市長から審議会に対して諮問書をお渡ししますので、会長はご起立をお願いします。

『諮問書手渡し』

事務局 審議会の皆さま、よろしくお願いたします。市長は、この後公務が入っており、途中で退席させていただきますがお許しいただきたいと思っております。それでは議題に入りたいと思っております。審議会条例第6条により、「会長は会議の議長となる」とされておりますので、ここからの進行は、会長にお願いいたします。

『審議開始』

委員 それでは、ここからの会議を私が進めさせていただきます。下水道使用料改定に関する諮問への答申についてが議題となりますが、今までの審議会の確認を含めて、昨年3回開催されておりますので事務局から説明をお願いします。

『事務局説明』

事務局 上下水道課長です。昨年度の審議会に出席しておらず様子が分からない点多くございますがよろしくお願いたします。昨年度の審議会の振り返りになりますが、9/1開催の1回目では「経営戦略の改定」を説明し、使用料改定が不可欠である状況を説明させていただきました。12/19の2回目は上水、下水の合同開催として開催し、下水道事業においては国の指導や国庫補助事業の採択基準などにより使用料単価の目安として150円が設定されており、それをクリアすることを前提に具体的な改定案を5案お示ししました。また、3/19開催の3回目も合同開催で、下水分としては6案お示しのうえ意見を伺い、使用料単価150円、つまり、下水道全体の料金収入が概ね22%の増額になるよう調整設定すること、また、料金改定を先送りにはできないことが総意であったと確認しています。

その中で、最終改定案も絞り込められたら良かったのですが、概ね2案に絞られたような状況でしたので、それを諮問提案の基礎にさせていただいております。資料は「下水道使用料金の改定について」にまとめてあり、1ページめくると、目次及び今回の「諮問し意見を求める案件」として提案内容を掲載し、1ページ目以降、県内8市の使用料金比較（グラフ）、県内8市の下水道使用料金表、使用料単価の推移見込、料金収入額シミュレーション結果、を掲載した構成としています。

まず、1ページ目から3ページ目までは県内8市の使用料金比較についてで、香美市はR9年度に改定予定でその情報は「香美市2」としています。1ページ目は現在の料金で、グラフを見ていただくと、前回説明どおり、使用量0㎡では香南市のみ0円となっています。10㎡以上の料金につきましても、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市と並んで低い水準です。前回審議会では、使用量0㎡の件数は少なく、全体の料金収入への影響は小さいこと、使用量0㎡であっても検針等経費がかかっていることから、基本料金を徴収する改定がいいのではないかとの意見がありました。また上げ方は、現在の料金表を一律22%上げる方法。あるいは現在11㎡以上が2段階で設定されているところを、他市のようにもっと細かくして傾斜配分とする方法。どちらが良いのか議論されたものの集約に至らなかったことから、今回は前回お示しした改定案2と改定案5-1を再掲し、提案とさせていただきます。

2ページ目の改定案2ですが、「基本料金、従量制料金共に一律22%増額改定を行い、さらに、使用量0㎡から基本料金を徴収する改定を行った案」で、上げ方としては今の料金表どおりの区分で分かりやすく、人によっては公平性など理解されやすいかもしれません。

一方、3ページ目の改定案5-1ですが「従量制の細分化と使用量に応じた傾斜増額とした案」です。4ページの「県内8市の下水道使用料金表」も参考に見ていただきたいですが、その細分化については、100㎡までは他市を参考にしつつ、利用件数が少なくなる101㎡以上については、101㎡～500㎡、500㎡以上とする区分設定を設け、使用量の少ない料金帯のところは少し改定率を抑え緩やかにし、使用量の多い料金帯になるにつれ改定率を高めるとような傾斜配分にして設定しています。前回審議会意見として、現行の料金帯の区分設定が増えることになりその根拠を示せるのかのご意見がありましたが、多くの自治体で従量制の細分化されておりますので、その区分分けに関してはご理解いただけるものと考えています。なお、それぞれの区分における料金単価は、他市も参考にしながら全体としての使用料金単価150円を確保できるよう調整したものです。

その使用料金単価の推移見込みは5ページで、公共下水道及び農集排の使用料ですが、H30年度から3年間かけて各町の使用料を統一した経過があり、現在は市内全域、公共下水道及び農集排の使用料金は統一化されています。ただし使用料金単価は、公共下水道会計と農集排会計それぞれで算出する必要があり、各会計における経営戦略を参考に試算しており若干の差はありますが、国土交通省所管の下水道事業では、使用料金単価150円/㎡以上を達成できる見込みです。

最後に6ページ「料金収入額シミュレーション結果」ですが、先程申し上げました改定案2と改定案5-1について、実際にどの料金帯でどれくらいの改定率になっているのかを示したものです。また使用料表は「水道水のみ」とは別に、水道水以外の水を使用した場合において「世帯員数及び使用人員数」に応じた使用料表もあるため、世帯と標記がある3つ目と4つ目の表に、各改定案に対する改定料金と改定率を示しています。また一番下の表ですが、下水道使用料の収入額を試算したもので、現行の料金設定では下水道と農集排の合計で1億3千8百万円強の収入見込みですが、改定案では約1億9千万円前後に増加し、5千万円程度の収入増となる見込みです。

資料の説明は以上となりますが、今回の審議会では、下水道料金改定の諮問ということで、新下水道料金の改定案として、「一律22%増額+0㎡基本料金算入」とするのか、「従量制の細分化と使用量に応じた傾斜増額」とするのか、上げ方を判断いただき、最終的な表の確認。税の端数処理。改定時期等。について、よろしく願いいたします。

『質疑等協議』

- 議長 事務局説明が終わりましたが、今の説明の中でご質問等、何回かこの話をしてきたが、改定案2と改定案5-1で決めれず、課題が下水の方では残ったと思っています。事務局説明のどちらかというところを今日決定していけたらとは思いますがどうでしょう。
- 委員 その従量制で、改定案5-1なら、使用料に応じて単価が変わるってことですよ。多くの自治体がそうしているということですがそれはどうしてですか。
- 事務局 段階が多い段階、一番は市民全体の中からいうと高額の利用者っていうところは、営業、営利目的など生活とはちょっとかけ離れている利用状況であると考えられます。そういった点でやはり多く使うところについては、より高めの設定をさせていただいて収入とする考えに基づいているかと思います。ただ一方、同じ1㎡に対しての処理というところは、同じであるべきと考えられる人もいるとは思いますが、県下的に見てもこういう細分化された状態。それが全国的にはそういうところが多くございますので、だめという話ではなく説明させていただきました。
- 委員 改定案5-1という感じになりますよね、話の流れ的に。
- 議長 大体20㎡から39㎡ぐらいですか、普通家庭はそんなものですか。一番多いのは例えば。
- 事務局 水道でいうと20㎡付近です。一番多い水道の使用量でいうと。
- 事務局 実際、令和4～6年の状態を見てもやっぱり11㎡から20㎡、その次がやはり一番多くて、その次が21㎡から30㎡。その次が6㎡から10㎡というような資料は持っております。
- 議長 昨年会議を3回したけど、2回目にもう少し細分化のも入れてみようと言って、3回目で増えてきた。何か見直しをしてというところで。でも差があり過ぎるという意見も出たと思います。他の周りの市町村見たらやっぱりそうなのかなという形の中で香南市だけが2つぐらいの区分であるとは全部細分化されてる。それと全体的に収入見込みが改定案2では幾ら。
- 事務局 改定案2での収入の部分ですか。使用料収入としましては1億6897万円という試算です。
- 議長 改定案5-1は。
- 事務局 改定案5-1は1億6923万円ということで0.1%違いがありますが、実際に設定はあくまでも令和4～6年の使用状況、それを件数ごとに見ていって平均化したものですので、中にはその年でばらつきが生じてますので、大体似ているところと言うと1億6900万円前後にいくのではないかと設定です。
- 議長 市長から諮問された、1つ目が新下水道条例についての別表案のいずれかの決定というようなことになっています。他に質問等がなければ、新下水道使用料の改定案及びその額、税額の端数。別表案の改定案2か改定案5-1かっていうところで採決をとっていきたいと思います。
- 委員 質問いいですか。改定案5-1の使用料単価ですけど、90㎡のところ見たら149.2円。改定案5-1であれば、交付金の重点配分は150円以下ということでしたら、これは重点配分を受けられないということになるのでしょうか。
- 事務局 明確にだめということにはなっていない。優先配分、国の交付金ですので、それが各県に回ってきて、その中でまた市町村への配分があると思いますが、その中の要件としてそういうところが注視されだしたような意味合いととらえています。ですので、これが0.1%、1円も足らなかつたらだめということにもなりませんし、実際、改定に向けた取り組みをしているってところ。

要件にも詳細がありまして、5ページ下、文面をそのまま載せたんですけど、令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにもかかわらず、使用料単価が1㎡当たり150円未満であり、かつ、経費回収率が80%未満であり、かつ、15年以上使用料改定を行っていない場合とかいう条件になっていますので、改定はする、改定するにしても改定すべき目標とすべき点としてその150円というのはクリアしていくべきととらえて設定したものです。ですので、条件でいくと改定はする、それから150円も届くようにというところで要件から外れることにはならないと思います。

議長 それと付け加えたら、農業集落排水事業会計ですので、今、香南市は統合を進めています。いずれは全部公共下水道になる。それが10年先か、20年かかるかは分らないですけど、もう夜須町は統合が進んでいる。住吉の漁集は公共下水道に接続が完了している。そういうことになれば、この農集会計は将来的にはいらなくなるということになるろうかと思いますが。

事務局 そうですね。ただ、多額の費用がかかりますのですぐという話でもない。

議長 すぐではない、ちょっと時間はかかるけど、そういうことを香南市は進めている、統合してお金もなるべくいらぬような形を、県下では一番最初にやっている。

委員 すいません。この金額のところですけど、改定案2だとその一番多い、20㎡までの人ならある程度払って、改定案5-1だとそれよりは安くなりますよね。20㎡より低いとか、30㎡より少ない、一番多いと言われる家庭のところは、その改定案2より安く済むというか、逆にここだから同じくらいもらったらどうなんでしょうか。

事務局 同じくらいというのは改定案5-1ですか。

委員 146円、もしくは、この10㎡、11㎡から20㎡は130円で、次140円ですけども、ここ、両方とも140円とかいうふうに、多いところの人をもうちょっと増やしたらいいんじゃないでしょうか。改定案2か改定案5-1、どちらか選べって言われたときに一番世帯数が多いところは改定案5-1では、みんな安く済んでいてありがたいですけど。

事務局 もう現状では120円。11㎡から30㎡までが120円という設定です。ただ、改定案2なら146円、それから改定案5-1なら、11㎡から20㎡が130円、21㎡から30㎡までは140円ということで少し上がるような形をとっています。元々が使用料単価が150円っていうところをちょっと目指したところですので、この改定案5-1の分についてはできるだけ影響範囲を少なくしてという意味合いで設定されたと思います。

委員 基本料金も100円安いし、そこをちょっと上げたら。どうせならと私は思いました。

事務局 今回、まずは全体として改定案2をベースとするのか、改定案5-1をベースにするのかっていうところ、まずそこが前提になろうかと思いますが、その上で150円を達成するためにそれぞれの料金帯の設定を変えるということも可能です。ただ、使用量が上がるにつれ厳しさが。確かに改定率としては高まるんですけど、それをもう少し緩やかにというご提案でしたら。

委員 いや、緩やかではない。私はどうせ改定案2か、2つのうち、そう、これを上げてほしい。

事務局 使用量の少ない方からもらう料金をぐっと上げて、こっちのいっぱい使用料もらう人をちょっと下げてと。もうちょっと寝かせる、多い方の人のを。

委員 上げる人の方はあんまり考えてないけど。多い人の方はいろいろ考えがあって決めたと思うが、この世帯数が一番多いところの人を考えると、改定案2か改定案5-1を選ぶときに、改定案2だとこのくらい結構払わないといかんのに改定案5-1を選んだらそれより少ない金額で済んでしまうところ、それなら同じ金額ぐらいにしてもいいじゃないかと。ちょっと声を小さくしながら言いたい。

議長 安い方がいいのでは。

委員 安い方、いいにはいいですよ。

議長 安い方が、また次に上げないといかんなら、手前は安い方でも。

委員 また、次へ上がる量を少なくするために、今この際、上げておいたらという私の意見でした。すいません。

委員 100㎡を超えるのはどれくらい。店舗等だと思うんですけども、どれくらい対象があるんですか。

議長 100㎡を超えるのは自衛隊とか、仕出し屋さんとか。

事務局 件数で申し上げると、令和4～6年の平均件数、ひと月当たりの件数としては101㎡以上は40件弱ぐらい。一方833件が11㎡から20㎡に収まってる状態。それで言うと21㎡から30㎡も多分700件ぐらい、600件ぐらいか、あるような感じです。

委員 そこまでが一般家庭あたりですよ。

事務局 あとは単純に考えてそういうところになろうかと思えます。

議長 営業ですね、そういう100㎡とかいうのは。方向づけ、基本的に改定案2か改定案5-1かというのを今日決めるのか。

委員 世の中の情勢が改定案5-1って言われ、こっちでこの方って言われたら、こっちにしたいと。

事務局 実際のところ改定案2の方は、11㎡から30㎡、それから30㎡以上で、2つの区分だけなので、設定の金額の仕方、150円というところを達成する意味合いで言うと、もうこれが妥当なところではないかと思えます。ただ一方の改定案5-1の方はやっぱり細分化している状況がありますので、そのしわ寄せをちょっと変えたら、やっぱり上の方はもっといろいろ変わってきたりということ。まだ試算はしてないけど、出せないことはないが、そんなに思っているほど変わらない感じになるかもしれません。

ただ、改定案5-1で130円のところが最終的に500円超した場合には270円ということで2倍ぐらいの単価になりますので、そこまでの設定をしている市でいうと須崎市とか限られたところになる。南国市は倍を下回っている。

委員 どこ、この一番大きい単価と、小さい単価の下の方ですか。

議長 100㎡を超えるところが40件ぐらい。ということは普通の家庭はこのような形で香南市はなっているとの数字を言ってもらえましたけど。

委員 従量制を設けるのか、この2つの区分か、どちらか言うと従量制を設ける方ですか。

議長 従量制で検討できるかどうか。今言われたように中身は少し検討することは可能ですか。改定案5-1でそんなに勾配が上手く行くかどうかわからないんですけど。

事務局 どちらにしても平均単価150円を満たすことを考えると、平均した増加率は22%ぐらいですので、その範囲の中で変えるってところは可能です。この会議前に行った上水道の会議では、ほぼほぼ諮問した通りの結果で認めていただきました。ただ7月に研修に行きますので、そのあとにもう1回審議会をして、そこで答申を確定するという考えで会長が言われていましたので、この下水も、7月早々に行う予定で、下水道審議会で単価設定とかを決めるのは可能だと思います。それまでに少し時間がありますので。

議長 もう1回、市長にもらったこの諮問書の答申のところまでちょっと時間がある。

事務局 時間は多分取れますので、それぞれの委員さんのところに説明し、どれがいいのか多数決方式にするとか、そこが審議会の中で認められれば、そういうやり方も可能かなと思います。

議長 ここで決定ではなくていいですか。どっちかにまとめんといかんの。

事務局 ここで意見がまとまらないということでしたら。

委員 最悪というか、改定案5-1で22%上げるるところにこだわってるけど、私はそれを考えずに、ただ単純に改定案2になったら1220円で146円かけたものを払うけど、改定案5-1ならそれより安く済む、まあそれはそれでうれしいけど、でも世帯数多いこっちの人からもう少しもらってもかまわないのではという感じです。単価が高い人のことはあまり考えてなくて、安く済みすぎるのではないかと思った。安く済みすぎるってことはないけど。

委員 改定案2を選んだら、10%しか上がらないということなんだよね。

委員 そう。だから、ここをちょっとこうしたら。どうせ上げるのならもうちょっと増やしたらと思いました。

議長 そういう意見もありますけど、どう。

委員 それは安いにこしたことはないですけど、その方が150円に近づくんじゃないかと。

議長 型的には、改定案2か改定案5-1かで言うと、改定案5-1のある程度細分化した方、近隣の市町村など見て、そのように検討していったほうがいいんじゃないのかっていうところ。先程言われた、単価がもう少し下が上がらんかというところで、そういう方向にできるなら決める。改定案5-1に決めるということで構いませんか。改定案5-1か改定案2で採決取った方がいいですか。

委員 もう確実に決めるってことですか、今日。

議長 どちらか基本的な形は。それで後でちょっとまた調整。数字的なものは答申するまでに。数字は1回入れるのかどうかということを検討していただいて。視察も行かれて何か条件が入ったらそれも入れてもらうと。そのままではないですがこの改定案5-1でよろしいでしょうか。そしたら、方式は細分化した形をとると。あと低い方、香美市は令和9年から、11㎡から20㎡って150円とか160円とかいう数字が見えますので、その辺も含めてこんなに増えていったらいいかもしれないし、その辺をできるかできんか、検討していただくということで、委員の皆さんよろしいでしょうか。

そしたら、最初の諮問の新下水道使用料について、別表案のいずれかで決定するということは改定案5-1の方に決定させていただきます。2番目の税額の端数処理について、下水道条例の変更に合わせて、10円未満切り捨てから1円未満の切り捨てに変更するというものがございます。それについてのご意見をいただきたいと思いますが。

委員 上水は1円未満にしました。

議長 委員の皆さん、これは今の流れで、10円というのが1円になるのが主流と思います。全員OKということで。次の施行期間、下水道使用料が反映され、その時期については、香南市公共下水道条例が改正され、施行される令和9年4月1日以降、来年の4月1日以降で、その9年6月分として請求する使用料から適用するという文面でございます。これの時期について上水は。参考で。

委員 上水はこれにしました。いろいろお知らせする時期もあるし、議会対応もあるだろうということ。

議長 上水はそういう意見だったそうです、参考的に。下水はこうだと変わってもいいんですけど、上水の方はこの案で回答されたようです、前は段階的という意見があったけど。料金は夜須町が低かって料金を上げるのに3年かかった。今思ったら、そんなにせず一度に改定したらよかったと思う。ぱっと上げたら良かったのに3年もかけて、そういうことを引張ったことで、これがまた20年も延びてきた原因にもなってるんじゃないか。理屈的に同じ単価にするというベースがあったので、3年もかけず早く上げていたら、この会も早くできていたんじゃないかと思いますので、これで進めていくということで、ご異議ございませんか。

これも全員OKということで進めさせていただきます。以上、答申についての審議は皆さんにお伺いして終わったんですが、その他で何か、諮問のときに議題事項とかあればお話いただけたらと思いますが特にはないですか。前に5年ごと、市長も何とか毎年これをと言われていたので、そういうのを諮問にいろいろ書き出すまでは大丈夫かなと。皆さん意識を持たれていると思いますので。

委員 健全な運営ができるようにお願いしたいと思います。

事務局 経営状況につきましては、毎年、審議会の方へは報告させていただきます。その上で、見直しが必要か最低5年に1度、その期間の間には是非を確実に取っていきたいと思います。将来的に経営がどんなになるのかも見ながらのことになりますので、3年後に改定しますとかいうお話もできる状況ではございませんので。ただ報告としては毎年させていただきますので。

議長 報告と引き継ぎを必ず。

事務局 はい。最初の上水の会でも同様のことを言われましたので、そこは当然引き継ぎます。

議長 では、特にその他の意見を付する事項というのはなしということで構いませんか。

事務局 審議会としては、最終的に幾らというところまでやっぱり出していただくことになりますので、その案についてはまた会長さんと相談させていただき、各委員さんからも意見を取る形で、その金額、当然資料の方も作った上で相談やお知らせをしたいと思います。

基本的にはこの形でいうところ、平均したら22%の増、改定率ということで、6月に議員説明、7月にはまちづくり協議会とかでもこんな動きを進めているということをお知らせさせていただきます。

議長 この諮問で回答したものは、議会での審議というか、ある程度ゆだねられるものか。議会でだめと言われたらだめか。上げんといかんというのは皆さん全員、同じ市民ならそれは理解できるでしょう。議会の方もそういうことはないと思いますので。

事務局	続けて、スケジュールですが、6月には議会があり全員協議会という会で今日の状況も含めて説明させていただきます。7月の研修で料金改定等した自治体の状況も見て、戻ってきてから最終的な答申をいただくというところで考えてよろしいですか。上水の方と一緒にありますけどもっと早くでも大丈夫ですか。
議長	それで間に合うんですかね。
事務局	遅くても7月上旬には答申という形は出していただいて、8月には9月議会に向けての議員説明の機会が始まりますので、その時にはしっかりと答申をいただきまして、それに乗る形で条例改正を出したいと思います。9月議会で採決、通りましたら10月ぐらいから4月にかけて、今度は市民周知ということになりますので、広報、ホームページ、それから今の請求書送ったり利用者さんへの通知など周知に力を入れていきたいと考えてますのでよろしくお願いします。
議長	タイトなスケジュールですけど。
委員	みんなには水道も下水も料金上がるし、ごみ袋も上がるって、集まるたびに上がる話をしている。
議長	ごみ袋の品切れもあるみたい、買い占めなんかで。それで印がついてないような袋とかでもいいとか。そんなに在庫がない、作れんなっているみたい。
事務局	かなり厳しい話みたいですが、それは環境対策課の方で進めてると思いますので。
議長	いろいろと脱線もしましたが、大体これで閉めてもいいですか。そしたら以上で本日の議題はすべて終わりました。議長の役目を終わらせていただきます。委員の皆様、大変いろんな貴重な意見ありがとうございました。これで事務局の方へお渡ししたいと思います。
事務局	会長には会議の進行ありがとうございました。以上で審議会は終わりますけど、まだまだ続くところですし、これからもご意見等、気になる点がありましたらまたご連絡いただきたいと思います。今日は本当にありがとうございました。